

# 令和4年度 仙台未来創造企業創出プログラム業務仕様書

## 1. 委託業務名

令和4年度 仙台未来創造企業創出プログラム業務

## 2. 業務の目的

本業務は、各支援機関や協力企業の連携のもと、上場を目指す中小企業に対して集中的な支援を行うことにより、地域における雇用や取引の創出、域外資本の獲得を通して地域経済を活性化することを目的とする。

## 3. 事業の概要

### (1) 上場チャレンジセミナー

(ア) 対象：仙台市又は仙台都市圏内に、本社又は本店を有する中小企業

(イ) 募集：通年（審査なし）

(ウ) 募集企業数：上限なし

(エ) 支援内容

- ① チャレンジセミナー（年2回）
- ② 上場専門家によるオンライン相談

### (2) 上場応援コース

(ア) 対象：概ね5年以内の上場を目指す、市内に本社又は本店を有する中小企業

(イ) 募集：年1回（審査あり） ※「集中支援コース」と同時募集

(ウ) 募集企業数：「集中支援コース」と合わせて5社

(エ) 支援内容：

- ① IPOセミナー（年4回）
- ② 上場準備に関するコンサルティング
- ③ 土業専門家等による相談対応
- ④ 上場準備に係る中核人材の確保支援
- ⑤ 支援機関等の紹介
- ⑥ 仙台市経済施策での優遇
- ⑦ 情報発信・広報（希望企業のみ） など

(オ) その他：監査法人（TPMの場合はJ-Adviser）・主幹事証券会社が決定した場合、集中支援コースへ移行するか、本コースの枠組みの中で集中コンサルティングを受けるかを選択することができる。

### (3) 集中支援コース

(ア) 対象：監査法人（TPMの場合はJ-Adviser）・主幹事証券会社が決定している、市内に本社又は本店を有する中小企業

(イ) 募集：年1回（審査あり） ※「上場応援コース」と同時募集

(ウ) 募集企業数：「上場応援コース」と合わせて5社

(エ) 支援内容：

- ① 「仙台未来創造企業」認定
- ② 上場に向けた集中コンサルティング
- ③ 士業専門家等による相談対応
- ④ 上場準備に係る中核人材の確保支援
- ⑤ 支援機関等の紹介
- ⑥ 仙台市経済施策での優遇
- ⑦ 情報発信・広報 など

(オ) その他：本コース登録企業が、当該コースの対象要件を欠いた場合又は希望する場合は、上場応援コースに移行する。

※令和元～3年度の仙台未来創造企業創出プログラムの認定企業は、令和4年4月1日付で、対象要件への該当の有無を問わず、上記（1）～（3）のいずれかのコースに移行するものとする。

#### 4. 委託業務の内容

(1) 支援計画の作成（令和4年度新規登録企業のみ対象）

各社の進捗状況、課題、今後の方向性等に基づき、支援内容・支援時間等を盛り込んだ支援計画を作成すること。

(2) 上場支援

(ア) 上場チャレンジセミナー

- ① チャレンジセミナーの開催
  - ・ 登録企業に対して、年2回のオンラインセミナーを開催すること。希望するすべての企業が受講できるよう、開催スケジュール等配慮すること。
  - ・ 上場チャレンジセミナーの登録企業に加え、希望する上場応援コース・集中支援コース登録企業の参加も可能とすること。
  - ・ セミナーのプログラム・講師等については、仙台市と協議の上決定すること。
  - ・ セミナー終了後、録画したセミナーの動画データを仙台市に提出すること。提出された動画は、登録企業に限定し、動画共有サイトで公開する。
- ② 上場専門家によるオンライン相談
  - ・ 仙台市が指定する日に、上記①チャレンジセミナーの各回の参加企業で希望する企業に対し、上場専門家によるオンライン相談を実施すること。
  - ・ 相談は1回あたり1時間程度とし、セミナーのフォローアップのほか、企業からの株式上場に関する相談・質問に応じること。

(イ) 上場応援コース

- ① 令和4年度新規登録企業募集に関する対応（「集中支援コース」と同時募集）

- ・ 応募申請への問い合わせに対し、本市と協議を行いながら対応すること。
- ・ 応募企業に反社会的勢力の関与がないか確認すること。
- ・ 選定審査会の審査員として、上場支援経験のあるコンサルタント、会計士等、上場実現可能性を判断できる人材を2名程度選定すること。

## ② 登録企業に対する支援

### a) IPO セミナーの開催

- ・ 登録企業に対して、年4回のオンラインセミナーを開催すること。希望するすべての企業が受講できるよう、開催スケジュール等配慮すること。
- ・ 上場応援コースの登録企業に加え、希望する集中支援コース登録企業の参加も可能とすること。
- ・ セミナーのテーマは、上場準備全般に係るものとする。
- ・ 講師については、テーマに応じて、受託者が講師を務める又は各専門領域に沿った専門家を講師とすること。
- ・ 各回のテーマに沿ったテキストを作成・配布すること。
- ・ 各回のセミナー終了後、参加企業からの質疑応答、上場準備に関する個別相談の対応を行うこと。対応は受託者及び各回のセミナー講師が行うこと。
- ・ 各回のセミナー終了後、アンケート又はヒアリングなどを実施し、効果を把握しながら、次回以降のセミナーの改善に活かすように取り組むこと。

### b) 上場準備に関するコンサルティング (令和4年度新規登録企業のみ対象)

- ・ 上場へ向けた課題の洗い出しを行い、各社の課題に応じた支援方針や上場スケジュール案の提示を行うこと。
- ・ 上場支援に専門的知見のあるコンサルタントを担当者として配置し、適宜電話やメール、オンライン等により、上場準備の進捗確認、課題の解決に向けた助言・指導を社内会計士等と連携を図りながら行うこと。

### c) 士業専門家等による相談対応 (令和4年度新規登録企業のみ対象)

- ・ 上場支援の経験を有する士業専門家等を手配し、各登録企業のニーズや課題に応じた、電話やメール、オンライン等による相談対応を行うこと。
- ・ 上記の士業専門家等の助言・指導に関連した、登録企業からの個別の問い合わせについて、適宜電話やメール、オンライン等により相談対応を行うこと。

### d) 上場準備に係る中核人材の確保支援 (令和4年度新規登録企業のみ対象)

- ・ 登録企業からのニーズに応じて、上場準備に求められる組織体制の構築に必要な人材育成・採用の助言及び人材紹介会社を通じた、管理部門（財務部門、経理部門、総務部門等）の人材の紹介を行うこと。

### e) 支援機関等の紹介 (令和4年度新規登録企業のみ対象)

- ・ 登録企業の課題、ニーズに応じて、本プログラムの関係機関（別表参照）、委託事業者の連携先企業等との仲介により、連携促進を図ること。
- ・ 適宜、関係機関等と連携し、登録企業の上場支援の経過や、支援を通して確認された経営課題を情報共有し、対応策の検討等を行うこと。

#### f) 情報発信・広報

- ・ 本プログラムの実施状況について、本市が行うメディア等への情報発信や、登録企業の首都圏イベントへの登壇等、登録企業のプロモーション機会に際し、本市からの協力要請があった場合には、可能限り協力すること。
- ・ 首都圏を始めとする地域において、登録企業のプロモーション機会があれば、本市への情報提供を積極的に行うこと。

### (ウ) 集中支援コース

#### ① 新規登録企業募集に関する対応

(イ) 上場応援コース①に記載のとおり。

#### ② 登録企業に対する支援 (令和4年度新規登録企業のみ対象)

##### a) 上場に向けた集中コンサルティング

- ・ 上場支援に専門的知見のあるコンサルタントを担当者として配置し、適宜電話やメール、オンライン等により、上場準備の進捗確認、課題の解決に向けた助言・指導を社内会計士等と連携を図りながら行うこと。
- ・ 各社の進捗状況に応じて、個別勉強会をオンラインで実施すること。必要性に応じて、勉強会のテーマに沿ったテキストを作成・配布すること。

以下、b) ～ e) については、(イ) 上場応援コース ②登録企業に対する支援 c) ～ f) と同様の支援内容とする。

- b) 士業専門家等による相談対応
- c) 上場準備に係る中核人材の確保支援
- d) 支援機関等の紹介
- e) 情報発信・広報

#### (3) 本市との打ち合わせの定期開催

- ・ プログラムの進捗確認のための本市との打ち合わせを、原則として月1回、オンライン又は電話で開催すること。
- ・ 打ち合わせでは、支援計画に沿ってプログラムの経過に関する報告・連絡・相談等を本市に行うこと。

#### (4) 図書の購入

- ・ 日本の都市特性評価 2022 PDF 版（森記念財団都市戦略研究所）を購入し、仙台市に提出す

ること。

(5) 成果報告書の納品

- ・ 受託者は、本業務完了後、本業務に係る実績報告書1部(A4判)及び関連資料一式を紙及び電子ファイル(PDF形式)により委託者に提出するものとする。
- ・ 本業務にあたり作成された資料等の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。)は、委託者に帰属するものとする。

(6) その他

- ・ 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。
- ・ 本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性、公平性を確保して業務にあたること。

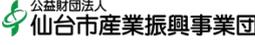
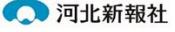
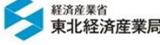
5. 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

6. その他留意事項

- (1) 本仕様書にないものは本市及び受託者の協議により定める。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について本市と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、本市へ提出すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時、本市に報告するとともに、定期的開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (5) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する本市職員対応要領及び留意事項( <http://www.city.sendai.jp/kenko-kikaku/kurashi/kenkotofukushi/shogai/torikumi/torikumi/sakute.html> ) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。

(別表) 本プログラムの関係機関について

運営	プロジェクト パートナー	協力企業・機関
   <p>(受託事業者)</p>	    	                    <p>令和3年5月時点</p>